

茨城県議会一般質問者数の制限撤廃を求める要請書

茨城県議会議長様
議会運営委員会委員長様

[要請趣旨]

昨年12月に県議会議員選挙が行われ、新しい議員が決まりました。「県民の声が生きる県政と県議会」をなによりも願っています。「議員の発言の自由」は、言論の府として議会の機能を発揮するために不可欠であり、最大の要素です。地方自治法でも「無礼な言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論」（第132条）を禁止しているだけです。

ところが、県議会の「議会運営についての申し合わせ事項」（平成25年1月17日）で一般質問の「年間の質問者数は40人」と制限しています。これでは各定例会で一般質問ができない議員が多数生まれ、とても「言論の府」とは言えません。

県民の負託にこたえ、県民の声が生きる県議会に改革するため「年間質問者数」の制限をなくすことを要請します。

[要請事項]

一、一般質問の「年間質問者数」の制限をなくすこと

氏名	住所

取扱い団体 []